

報道資料

函 財 税

令和6年(2024年)6月25日

報道機関各位

函館市財務部税務室

定額減税調整給付金担当課長

函館市定額減税調整給付金に係る確認書の送付について

このことについて、別添資料のとおり支給対象と見込まれる納税義務者あてに確認書を送付しますので、報道・取材方よろしくお願いいたします。

※お問い合わせ先

函館市財務部税務室

定額減税調整給付金担当

電話 0138-21-3909

函館市定額減税調整給付金に係る確認書の送付について

1 確認書の送付および申請手続き

支給対象と見込まれる納税義務者（約44,000名）には、令和6年7月1日（月）以降に市から確認書を郵送します。

内容を確認のうえ確認書を返送するか、オンライン申請用の二次元コードを読み取り、手続きを行っていただきます。

2 函館市定額減税調整給付金の概要

(1) 事業の目的

令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において実施する定額減税の恩恵を十分に受けることができないと見込まれる方に、減税しきれなかった額を給付します。

(2) 支給対象

令和6年度において定額減税を受けられる方のうち、以下のいずれにも当てはまる方

- 定額減税可能額（※注1）が「令和6年分推計所得税額（※注2）」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る方
- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者

※注1 定額減税可能額

定額減税可能額の計算式

- ・所得税分 = 3万円 × (本人+扶養親族数)
- ・住民税所得割分 = 1万円 × (本人+扶養親族数)

(例) 配偶者含め3人扶養している場合の定額減税可能額は以下のとおり

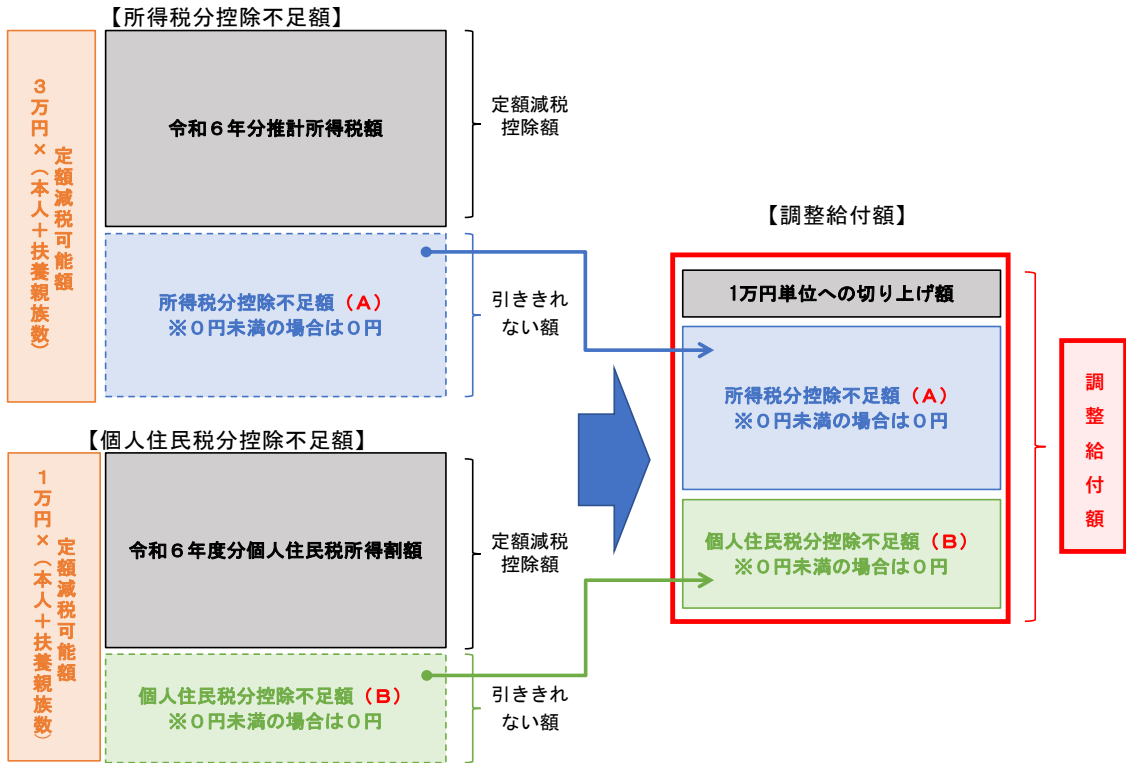
- ・所得税分 = 3万円 × (1+3) = 12万円
- ・住民税所得割分 = 1万円 × (1+3) = 4万円

※注2 令和6年分推計所得税額

事務処理基準日（6月3日）時点で入手可能な令和5年中の所得等をもとに算出した所得税額（復興特別所得税は含まれておりません。）。

(3) 支給額

支給額の算定方法は、次のとおり



所得税分控除不足額の算出

定額減税可能額(3万円×(本人+扶養親族数))－令和6年分推計所得税額＝A(0円未満の場合は0円)

個人住民税分控除不足額の算出

定額減税可能額(1万円×(本人+扶養親族数))－令和6年度分個人住民税所得割額＝B(0円未満の場合は0円)

$$\text{支給額 (調整給付額)} = A + B \quad (1\text{万円単位で切り上げ})$$

(4) 支給時期

確認書を受付後、または二次元コードの読み取りによるオンライン申請後、3週間程度で支給予定です。

なお、受付状況等により、支給が前後する場合があります。

(5) 申請期限

令和6年10月31日(木)必着

期限までに確認書の返送がない、またはオンライン申請がない場合、本給付金の受給を辞退したものとみなします。

(6) お問い合わせ

函館市定額減税調整給付金コールセンター

電話番号：0120-300-646 (フリーダイヤル)

受付時間：午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)